

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第70号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（平成12年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(建築物に関する完了検査申請手数料等)</p> <p>第13条 法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="150 719 1081 767"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]	<p>(建築物に関する完了検査申請手数料等)</p> <p>第13条 法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、完了検査申請又は工事完了通知1件につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1158 719 2089 767"><tr><td>[略]</td></tr></table>	[略]
[略]			
[略]			
<p>2 [略]</p> <p>(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等)</p> <p>第14条 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、18,000円を手数料として納付しなければならない。</p> <p>2 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第88条第1項において準用する法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、12,000円を手数料として納付しなければならない。</p>	<p>2 [略]</p> <p>(建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料等)</p> <p>第14条 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、18,000円を手数料として納付しなければならない。</p> <p>2 法第88条第1項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査を申請する者又は法第88条第1項において準用する法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知をする者は、12,000円を手数料として納付しなければならない。</p>		
<p>(建築物に関する中間検査申請手数料等)</p> <p>第16条 法第7条の3第1項の規定による中間検査を申請する者又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知をする者は、中間検査申請又は特定工程工事終了通知1件につき、次の表の左欄に掲げ</p>	<p>(建築物に関する中間検査申請手数料等)</p> <p>第16条 法第7条の3第1項の規定による中間検査を申請する者又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知をする者は、中間検査申請又は特定工程工事終了通知1件につき、次の表の左欄に掲げ</p>		

る区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

[略]

(認定申請手数料等)

第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

申請の種類	手数料の額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用に係る認定の申請	[略]
[略]	

2・3 [略]

る区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

[略]

(認定申請手数料等)

第17条 次の表の左欄に掲げる申請をする者は、申請1件につき、同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

申請の種類	手数料の額
法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用に係る認定の申請	[略]
[略]	

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。